

新型コロナウイルス感染症に関する 事業者の皆様へのお願い

新潟県など特定警戒都道府県以外では、感染拡大の防止と社会経済活動の維持との両立に配慮した取組へ段階的に移行することとなりますが、専門家会議が提言している「新しい生活様式」の実践と、業種ごとに策定された感染拡大予防ガイドラインを踏まえた感染防止対策が重要となってきます。

また、新潟県では県をまたいでの不要不急の移動について、引き続き、厳に控えていただくようお願いしているところです。

事業者の皆様におかれましては、引き続き、感染防止対策の徹底をお願いいたします。

感染予防に関しましては、専門家会議や新潟県から示されていますので、参考としてください。

【新潟県知事メッセージ抜粋】

事業者の皆様には、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインや、国の専門家会議で示された感染症拡大予防のための工夫等を踏まえ、換気や消毒、入場制限をはじめとする人と人との距離を確保する措置等の感染拡大防止策を、最大限講じていただくことを前提として、全ての施設に係る休業要請を解除することといたします。

また、時差出勤、自転車通勤やテレワークなど、人との接触を低減する新しい働き方を進めていただきますようお願いいたします。

県内の感染状況は、まだまだ油断できない状況にあります。再度、感染が拡大し、まん延の恐れがあると認められた場合には、改めて、休業要請等の感染拡大防止対策を強化することとなりますので、引き続き、警戒を怠らないようお願いいたします。